

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更
認可…(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)…一

○貸金業法による行政処分…(産業労働局金融部貸金業対策課)…一

公告

○開発行為に関する工事完了…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…一

告示

●東京都告示第千二百四十六号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
(平成九年法律第四十九号) 第五十七條第一項の規定に
基づき西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合の定款及
び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準
用する同法第四百四十三條第一項の規定により、次のとおり
告示する。

令和五年十二月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 事業組合の名称

西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合

二 処分年月日 令和五年十一月二十一日

二 事業施行期間
平成二十八年十二月六日から令和六年三月三十一日ま
で

三 処分の内容
業務の全部(弁済の受領に関する業務
及び訴訟又は調停に應ずる業務並びに
東京都知事が個別に承認した行為を除
く。)を停止する。

三 施行地区

四 業務停止期間
令和五年十一月二十七日から同年十二
月二十六日まで(三十日間)

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

五 適用条文
法第二十四条の六の四第一項第二号

新宿区西新宿六丁目二十五番八号

平成二十八年十二月六日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和五年十二月十二日

●東京都告示第千二百四十七号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」と
いう。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分
について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり
告示する。

令和五年十二月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名 株式会社オージエイ
称

(二) 氏名(法人
の場合)は代
表者氏名) 小田桐 徹

(三) 主たる営業
所の所在地 中野区中央一丁目三十二番五号 青光
堂ビル三階

(四) 登録番号 東京都知事(4)第三一五四九号

(五) 登録年月日 令和五年十月三十一日

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和五年十二月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市前沢一丁目千六番 武蔵野市境二丁目二番二号

一、同番三、千七番一及び同 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

番九 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

五 清瀬市上清戸二丁目八十四番 武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

清瀬市野塩四丁目五十九番三 清瀬市野塩二丁目百四十八
番地 番地 水村 俊二

十五及び六十一番一

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001